

令和7年度入学者研修旅行について

京都府立鳥羽高等学校

下記の条件にて企画見積もりをお願いします。

記

1 行事名称

令和7年度入学者京都府立鳥羽高等学校第2学年研修旅行

2 参加予定者数（概数）

生徒 約240名（入学者は選抜等により増減有）

6学級予定（1クラス40名が基本で多少のばらつきあり）

引率者 12名（予定）

3 実施予定期間

令和8年11月10日（火）～13日（金）

学校出発、京都駅帰着、3泊4日

ただし、往路の空港～学校及び復路の空港～京都駅間は、往復とも貸切バス利用。

4 研修先

北海道方面

なお、現地で興味関心に応じたコース別研修、班別研修を検討しているため、研修先と内容を提案すること。コースプランは2パターン提示可能とする。

コースプランは具体的な旅程と一人当たり必要経費の上限を提示すること。

提案は、候補地の列挙ではなく、実際に旅行する場合の旅程を示すこと。

クラスの内訳は、スポーツ系1クラス、普通科3クラス、英語系2クラスとなっている。一団で行動する日は必須ではないが、含まれていてもかまわない。

コース別研修の費用については、大きな差異がないことが望ましい。

（参考 過去の主な旅程）

	1日目	2日目	3日目	4日目
R6実施	札幌市周辺観光 (ヒリカク等)	札幌市周辺 コース別研修	札幌市内 班別研修	小樽市内 班別研修
R7予定	函館（五稜郭等）	有珠山・ウポイ等	札幌市周辺 コース別活動	札幌市内 班別研修

5 費用

生徒一人あたり約130,000円とする。

6 研修のねらい

- (1) 北海道の雄大な自然や、特有の歴史と文化を学ぶことで、日本の多様性について理解を深める。
- (2) 北海道でしか体験できないコース別研修や班別行動を通じて、北海道という地域が持つ有利性と課題を体験的に理解するとともに、生徒の主体性を育む。

研修内容（参考例）

- (1) 自然的景観
- (2) アイス文化
- (3) 大学見学・体験
- (4) スポーツ施設見学・体験
- (5) 現地企業見学・体験
- (6) 市内班別行動
- (7) その他体験的活動など

注：コース別活動における入場料等については、概算額を見積書に計上すること。
ニセコ方面など、屋外での活動を主とする観光エリアは実施時期の関係から荒天時のフォロー等が困難と予想されるため、研修・体験の候補地に選定しないこと。
研修旅行に関連した事前・事後学習、探究的な学習に関連する教材、外部講師、セミナー等の提案は不要とする。

8 宿泊施設

- (1) 「防火基準点検済証」又は「防火自主点検済証」の表示がされている宿舎を選定すること。
- (2) 2～5人1部屋で宿泊が可能なこと。ホテルは1館を基本とするが、やむを得ず分館となる場合、クラス単位とすること。男女単位での分館は不可とする。
民泊は不可とする。ファームステイは条件を満たす場合のみ設定可能とする。
- (3) 目的に応じたミーティングをできるスペースがあること。
班長ミーティング及び引率者ミーティングのほか、参加者全員によるレクリエーションなどを想定している。
- (4) 食事は、朝3食、昼0食、夜3食を基本とし、見積金額に計上すること。
昼食は基本的に各自を想定しているが、コース別研修などで1日体験活動を行い、各自で対応できない日については、代金に計上すること。

9 研修旅行中の保険

参加全生徒に旅行傷害保険（航空保険及び旅行変更保険を含む）をかけること。
また、保険の種類と金額を明記し、補償の内容について提示すること。

旅行中に傷病等により同行不可となった生徒の送迎等に配慮したもの
（保護者や教員等の送迎に関する交通費、宿泊費などが補償されるもの）が望ましい。

10 添乗員等

添乗員 4 名以上、看護師 2 名（少なくとも 1 名は女性）をつけること。

少人数での班別行動などを除く旅程（本校出発から京都駅着まで）すべてに同行すること。

11 飛行機及び貸切バス

- (1) 運行管理・労務管理が適切であること。
- (2) 運転手に対して安全運転指導が実施されていること。
- (3) 万一の事故に備えて十分な補償が行われる保険に加入していること。
- (4) 貸切バスの運行については、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」に基づくものであるもの。
- (5) 空路については格安航空会社以外とすること。
- (6) バスについてはコース別研修などで参加者数のばらつきや送迎の必要がある旅程を除き、各クラス 1 台を想定すること。

12 契約解除

- (1) 事業者が保護者及び生徒又は学校に迷惑を及ぼした場合、又は迷惑を及ぼす恐れのあるときは契約を解除する。なお、契約解除するときは事前に通知する。
- (2) 校内事情により行き先変更になった場合、契約を解除または変更契約する。
なお、契約解除または変更契約するときは事前に通知する。

13 その他

- (1) 旅行費用の徴収、不参加者への返金等については、学校は取り扱わない。返金は保護者・又は生徒の口座へ返金とすること。返金終了後、返金・精算に関する報告書を学校に提出すること。特に不参加が決定した生徒保護者への返金については、速やかに行うこと。
- (2) 入場料・講師料については、概算額を見積書に計上すること。
- (3) 危険を伴わない研修活動とするとともに、生徒の体力に配慮し、過密な日程にならないようにすること。
- (4) 現在、提携可能か未定であるが、施設・企業等へ学校から直接依頼を行う場合、提携先担当者との日時等の事前調整、謝金等が発生する場合の支払いを現地施設

に行うこと。

- (5) その他、参考資料がある場合は見積書とともに提出すること。
- (6) 旅行に際して教員用の携帯電話の貸し出しプランと代金を提示すること。
代金は別途支払うため、旅行の見積に含めないこと。
台数は実施前に決定するため、1台あたりの単価を提示すること。
- (7) 出発時間については本校出発7時前後、帰着時間についてはJR京都駅21時までとすること。
- (8) 分便の場合の空港は、伊丹空港、神戸空港の2つとする。
- (9) 分便の場合のクラス分けは、3クラス毎とし、発着時間に大幅な差異がないよう配慮すること。